



2021年度定時社員総会

昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で書面議決のみで今年度の収支予算（案）や事業計画（案）を承認してもらいました。今年度も、新型コロナウイルスの感染は、収束には至っていませんので、6月22日にオンライン形式の「ハイブリット参加型」で「2021年度定時社員総会」を開催しました。オンライン形式の「ハイブリット参加型」は、議案の議決は書面議決とし、執行部がオンライン上で議案の説明し、議長が書面議決結果を報告する方式です。



写真: 冒頭挨拶する大久保薫理事長

議案の議決結果

今年度の議案は、「2020年度事業報告書」（第1号議案）、「2020年度収支決算」（第2号議案）、「2021年度事業計画（案）」（第3号議案）、「2021年度収支予算（案）」（第4号議案）、「役員の変更の件」（第5号議案）の5議案です。現在の正会員数は73社で、議決提出会員数60社でした。議決結果はつぎのとおりです。

議案	賛成票	反対票	議決権数
「2020年度事業報告書」（第1号議案）	60	0	73
「2020年度収支決算」（第2号議案）	60	0	73
「2021年度事業計画（案）」（第3号議案）	60	0	73
「2021年度収支予算（案）」（第4号議案）	60	0	73
「役員の変更の件」（第5号議案）	60	0	73

2021年度事業計画

本協会の主要な活動は、「認定制度」の運用、「機密抹消セミナー」の開催、「会員研修」の実施の3つです。2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大と緊急事態宣言が本協会の活動に大きな制約となりました。2019年度に3社4事業所が認定に必要な適合検査に合格しました。2020年度は5事業所から適合検査の受検申請がありましたが、コロナ禍にあつて第三者検査機関による適合検査ができませんでした。今年度は、少なくとも昨年度に受検申請があつた5事業所の適合検査を実施する予定です。

昨年度実施を見合わせた「機密抹消セミナー」及び「会員研修」については、今年度はオンライン形式で実施する計画です。「機密抹消セミナー」は、機密文書の適正処理の普及を目的としていることから、会員・非会員を問わず多数の参加が望まれます。そのため、参加しやすいオンライン形式が適切と考えられます。一方、「会員研修」は、本協会の会員の機密文書処理をめぐる知識や知見、あるいはノウハウの蓄積を目的としています。そのため、本来は少人数参加の「対面式」が望ましいですが、新型コロナの感染状況の収束が不透明であることから、オンライン形式をベースに計画を進める予定です。詳しくは、2021年度事業計画を参照してください。

オンライン特別セミナー

2003年に制定された個人情報保護法（2005年全面施行）は、それまで保有個人データ数が5,000人以下の個人情報取扱事業者は規制の対象外でしたが、2017年の改正でこの保有個人データ数にかかわらず規制対象となりました。個人情報を保有しない企業はありませんので、今日では実質的にすべての事業者が個人情報保護法の規制対象となります。2017年の改正個人情報保護法は、3年ごとに見直すことになっており、昨年6月に罰則の厳格化など部分改正されています。

こうした経緯を踏まえて、総会終了後、一般社団法人日本個人情報安全協会（以下、「JPS」という。）代表理事（一社）機密情報抹消事業者協会

事の横井秀和様を講師として招聘し、「改正個人情報保護法における事業者の履行義務」をテーマにオンライン特別セミナーを開催しました。JPSは、個人情報の安全管理を啓発し、事業者を教育することを目的として2017年3月に設立した団体で、2019年6月から同協会の会員を対象に教育活動を開始しています。

個人情報保護の安全管理対策には、4つの安全管理措置がありますが、事業者が遵守すべき履行義務を整理すると、つぎの12の対策があげられます。



写真:事業者の履行義務を解説する横井秀和代表理事 (JPS)

【組織的安全管理措置】

- ①プライバシーポリシーの策定 (取扱い、保管、廃棄)
- ②個人情報管理者を任命 (社員教育の実施)
- ③管理者による定期点検 (情報管理表の作成)
- ④個人情報の取扱いマニュアルの作成 (漏洩事故に対する備え)

【人的安全管理措置】

- ⑤同意書・誓約書・就業規則の整備 (従業員・委託先の監督)
- ⑥安全教育の徹底 (社内の注意喚起)

【物理的安全管理措置】

- ⑦施錠などの安全保管 (侵入防止策・防犯カメラの設置)
- ⑧管理区域 (ゾーニング) の設定 (取扱従業員・取扱区域の設定)
- ⑨個人情報の持出し安全対策 (保管庫の管理責任者・管理記録)
- ⑩電子媒体の管理 (データ削除・廃棄の安全対策)

【技術的安全管理措置】

- ⑪メール送受信の取決め (不審なメール・添付ファイル・不審な URL・誤送信の注意)
- ⑫セキュリティシステム&ソフトの導入 (ウイルス対策ソフトの導入)

人間の行動の大半は、「無意識」に繰り返されることから、こうした安全管理措置を意識的に繰り返すことで無意識を変えて、習慣化することが重要です。また、漏洩事故を防止するには、法律の知識より、対策の知恵が効果的です。

KJMJKについて

KJMJKは、2014年7月1日に任意団体として発足し、2015年7月29日に一般社団法人に移行しました。2019年6月18日に団体名を一般社団法人機密情報抹消事業協議会から一般社団法人機密情報抹消事業者協会に変更し現在に至っています。セキュリティ及びリサイクルに配慮した機密情報抹消事業を奨励し、推進することにより、機密情報抹消市場の健全な発展に寄与することを目的として活動しています。

問合せ

事務局 〒151-0061 東京都渋谷区初台2-9-14-104
TEL : 03-6276-1992 / FAX : 03-6276-1993

jimukyoku@kjmjk.com

2021 年度事業計画

2021 年度は、認定制度及び自己点検の運営、セミナー及び会員研修の実施、機密文書処理市場の動向把握の 3 つの領域で事業を実施します。

1 認定制度の運営

新型コロナウイルスの感染防止のため、昨年度は適合証明検査の実施を見合わせました。今年度は、新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、検査申請中の正会員の適合証明検査を実施する予定です。検査結果を踏まえて、適合証明検査基準（以下、「基準書」という。）の内容について第三者検査機関と協議し、必要に応じて基準書の改訂を行います。また認定正会員に対しては、維持点検を行います。

2 自己点検

認定制度の導入により、正会員による自己点検の実施は任意となりましたが、年一回の内部監査としてその実施は推奨されます。自己点検実施の報告があった正会員は、2022 年 4 月にホームページで公表します。また、昨年改正された個人情報保護法など関連法規制の改正状況を確認し、必要に応じて「自己点検と評価の解説書」を改訂します。

3 オンライン特別セミナー

機密情報の抹消に関連する法規制の一つである個人情報保護法は、3 年に 1 度の頻度で見直しを行うことになっています。2020 年の改正では、事業者が遵守すべき責務や罰則規定が厳格化されています。こうした改正点を踏まえて、定時社員総会終了後に「事業者が遵守すべき履行義務」をテーマに「オンライン特別セミナー」を開催します。

4 機密抹消セミナー

機密抹消セミナーを実施します。セミナーの実施形態としては、大きく「オンラインセミナー」と「リアル（会場開催型）セミナー」がありますが、今年度はオンラインでの配信を前提に準備をすすめます。またセミナーの個別テーマについては、法規制、電子情報（デジタル情報）の抹消、保存媒体のリサイクルなど近年の動向を踏まえて検討することとします。

5 会員研修

会員研修を実施します。研修の参加者は、少人数（5～10 名）とし、必要に応じて複数回開催します。また実施形態は、オンラインを前提に準備を進めるものとします。

6 会報の発行

機密情報の管理と抹消に関連する情報を収集し、会報『機密抹消』（春号と秋号）を発行します。最近の機密文書処理市場の動向などをまとめて掲載する予定です。

7 機密文書処理市場に関する実態調査

機密文書処理市場は、機密データ（情報）の抹消と記録媒体の処理（リサイクル）で構成されています。昨年度は電子情報の抹消に関する NIST のガイドラインを中心に動向を整理しましたが、今年度は記録媒体の処理（リサイクル）を含めてより体系的な実態調査（文献調査）を実施します。